資料4－2

かかりつけ医機能の確保に関する協議について（宮古圏域）



岩手県保健福祉部医療政策室

1 かかりつけ医機能報告の概要

令和5年11月15日第1回かかりつけ医機能が発揮される制度の施行に関する分科会資料(一部改)

かかりつけ医機能が発揮される制度整備

趣旨

- かかりつけ医機能については、これまで医療機能情報提供制度における国民・患者への情報提供や診療報酬における評価を中心に取り組まれてきた。一方で、医療計画等の医療提供体制に関する取組はこれまで行われていない。
- 今後、複数の慢性疾患や医療と介護の複合ニーズを有することが多い高齢者の更なる増加と生産年齢人口の急減が見込まれる中、地域によって大きく異なる人口構造の変化に対応して、「治す医療」から「治し、支える医療」を実現していくためには、これまでの地域医療構想や地域包括ケアの取組に加え、かかりつけ医機能が発揮される制度整備を進める必要がある。
- その際には、国民・患者から見て、一人ひとりが受ける医療サービスの質の向上につながるものとする必要があることから、
  - 国民・患者が、そのニーズに応じてかかりつけ医機能を有する医療機関を適切に選択できるための情報提供を強化し、
  - 地域の実情に応じて、各医療機関が機能や専門性に応じて連携しつつ、自らが担うかかりつけ医機能の内容を強化することで、地域において必要なかかりつけ医機能を確保するための制度整備を行う。

概要

(１)医療機能情報提供制度の刷新(令和６年４月施行)

- かかりつけ医機能(「 身近な地域における日常的な診療、疾病の予防のための措置その他の医療の提供を行う機能」と定義)を十分に理解した上で、自ら適切に医療機関を選択できるよう、医療機能情報提供制度による国民・患者への情報提供の充実・強化を図る。

(２)かかりつけ医機能報告の創設(令和７年４月施行)

- 慢性疾患を有する高齢者その他の継続的に医療を必要とする者を地域で支えるために必要なかかりつけ医機能(①日常的な診療の総合的･継続的実施、②在宅医療の提供、③介護サービス等との連携など)について、各医療機関から都道府県知事に報告を求めることとする。
- 都道府県知事は、報告をした医療機関が、かかりつけ医機能の確保に係る体制を有することを確認し、外来医療に関する地域の関係者との協議の場に報告するとともに、公表する。
- 都道府県知事は、外来医療に関する地域の関係者との協議の場で、必要な機能を確保する具体的方策を検討・公表する。

(３)患者に対する説明(令和７年４月施行)

- 都道府県知事による(２)の確認を受けた医療機関は、慢性疾患を有する高齢者に在宅医療を提供する場合など外来医療で説明が特に必要な場合であって、患者が希望する場合に、かかりつけ医機能として提供する医療の内容について電磁的方法又は書面交付により説明するよう努める。

1　かかりつけ医機能報告の概要

かかりつけ医機能報告の流れ

令和5年11月15日　第1回かかりつけ医機能が発揮される制度の施行に関する分科会資料

かかりつけ医機能報告概要

○慢性疾患を有する高齢者等を地域で支えるために必要なかかりつけ医機能について、医療機関から都道府県知事に報告。
○都道府県知事は、報告をした医療機関がかかりつけ医機能の確保に係る体制を有することを確認し、外来医療に関する地域の関係者との協議の場に報告するとともに、公表。
○都道府県知事は、外来医療に関する地域の協議の場において、地域でかかりつけ医機能を確保するために必要な具体的方策を検討し、結果を取りまとめて公表。



かかりつけ医機能報告
対象医療機関

① かかりつけ医機能の報告

◆継続的な医療を要する者に対するかかりつけ医機能の有無・内容
（第30条の18の4第1項）
＜報告項目イメージ＞
1：日常的な診療を総合的
かつ継続的に行う機能
2：1を有する場合、
(1)時間外診療、(2)入退院支援、(3)在宅医療、(4)介護等との連携、(5)その他厚生労働省令で定める機能



都道府県

② 報告の内容
（第30条の18の4第7項）

③ 都道府県の確認

2(1)～(4)等の機能の確保に係る体制を確認(※)。
（第30条の18の4第2項）
・体制に変更があった場合は、再度報告・確認
（第30条の18の4第4項）

④確認結果
（第30条の18の4第3項、第5項）

公表

⑤確認結果の報告







外来医療に関する
地域の協議の場

⑥ 地域でかかりつけ医機能を確保するために必要な具体的方策を検討（第30条の18の5）

具体的方策の例
◆地域で不足する機能を担うための研修や支援の企画・実施
◆地域の医療機関に地域で不足する機能を担うよう働きかけ
◆地域の医療機関間の連携の強化　など

※介護等に関する事項を協議する場合には、市町村の参加を求め、介護等に関する各種計画の内容を考慮。
※高齢者保健事業や地域包括ケアシステムの構築に向けた取組の状況に留意。

⑦協議結果

公表

※医療機関の報告内容について、実際には体制を有していないことが明らかになった場合は、その機能については都道府県による公表の対象外
医療機関の報告懈怠・虚偽報告等の場合は報告・是正の命令等(第30条の18の4第6項等)

1　かかりつけ医機能報告の概要

令和7年7月31日　かかりつけ医機能報告制度に係る自治体向け説明会（第3回）

報告を求めるかかりつけ医機能の概要

● かかりつけ医機能とは、慢性疾患を有する高齢者等の継続的な医療を要する者を地域で支えるために確保すべき機能であり、「1号機能」と「２号機能」で構成されます。

			政策課題	報告事項
かかりつけ医機能	１号機能	日常的な診療を総合的かつ継続的に行う機能	よくある疾患への一次診療や医療に関する患者からの相談への対応など、患者の多様なニーズに対応できる体制を構築すること	• 「具体的な機能」を有すること及び「報告事項」について院内掲示していること • かかりつけ医機能に関する研修の修了者・総合診療専門医の有無 • 17の診療領域ごとの一次診療の対応可能の有無、いずれかの診療領域について一次診療を行うことができること（一次診療を行うことができる疾患も報告する） • 医療に関する患者からの相談に応じることができること　等
	２号機能	(イ) 通常の診療時間外の診療	地域の医療機関同士の連携体制を構築し、時間外に患者の体調の悪化等があった場合にも、身近な地域の医療機関において適切な診療を受けられる体制を構築すること	• 自院又は連携による通常の診療時間外の診療体制の確保状況 • 自院における時間外対応加算１～４の届出状況、時間外加算、深夜加算、休日加算の算定状況　等
		(ロ) 入退院時の支援	地域の医療機関同士が連携し、入退院を円滑に行うための体制を構築すること	• 自院又は連携による後方支援病床の確保状況 • 自院における入院時の情報共有の診療報酬項目の算定状況 • 自院における地域の退院ルールや地域連携クリティカルパスへの参加状況 • 自院における退院時の情報共有・共同指導の診療報酬項目の算定状況 • 特定機能病院・地域医療支援病院・紹介受診重点医療機関から紹介状により紹介を受けた外来患者数　等
		(ハ) 在宅医療の提供	定期的な訪問診療、在宅患者の急変時における往診や連絡対応、看取り等に対応できる体制を構築すること	• 自院又は連携による在宅医療を提供する体制の確保状況 • 自院における訪問診療・往診・訪問看護の診療報酬項目の算定状況 • 自院における訪問看護指示料の算定状況 • 自院における在宅看取りの診療報酬項目の算定状況　等
		(ニ) 介護サービス等と連携した医療提供	医療機関が地域における介護等の状況について把握するとともに、医療・介護間等で適切に情報共有を行いながら、医療や介護サービス等を切れ目なく提供できる体制を構築すること	• 介護サービス等の事業者と連携して医療を提供する体制の確保状況 • 介護支援専門員や相談支援専門員への情報共有・指導の診療報酬項目の算定状況 • 介護保険施設等における医療の提供状況(協力医療機関となっている施設の名称) • 地域の医療介護情報共有システムの参加・活用状況 • ＡＣＰ(人生会議)の実施状況　等

※報告事項の中には、**今後対応を行う意向の有無を確認する項目があります**。

1　かかりつけ医機能報告の概要

令和７年７月31日【かかりつけ医機能報告制度】第３回自治体説明会資料

報告を求めるかかりつけ医機能の概要

かかりつけ医機能報告の報告事項は、大きく1号機能と2号機能に分けられます。1号機能を有する医療機関においては、2号機能に係る報告事項についての報告を行うこととなります。

１号機能と２号機能の関係



かかりつけ医機能「有り」となる要件

＜１号機能＞

○　以下の報告事項のうち、（★）を付記している報告事項について、「実施している」あるいは「実施できる」ことが１号機能を有することの要件となります。

- 「具体的な機能」を有すること及び「報告事項」について院内掲示による公表をしていること（★）
- かかりつけ医機能に関する研修の修了者・総合診療専門医の有無
- 17の診療領域ごとの一次診療の対応可否の有無、いずれかの診療領域について一次診療を行うことができること（★）
- 一次診療を行うことができる疾患
- 医療に関する患者からの相談に応じることができること(継続的な医療を要する者への継続的な相談対応を含む)（★）

＜２号機能＞

○　各報告事項のうち、いずれかについて「実施している」あるいは「実績がある」ことが、各２号機能を有することの要件となります。

2　令和7年度 定期報告の状況

●対象医療機関：特定機能病院及び歯科医療機関を除く、病院及び診療所
●報告対象時点：R8.1.1
●実施期間　　：R8.1.1～R8.3.31

（令和8年5月18日時点）

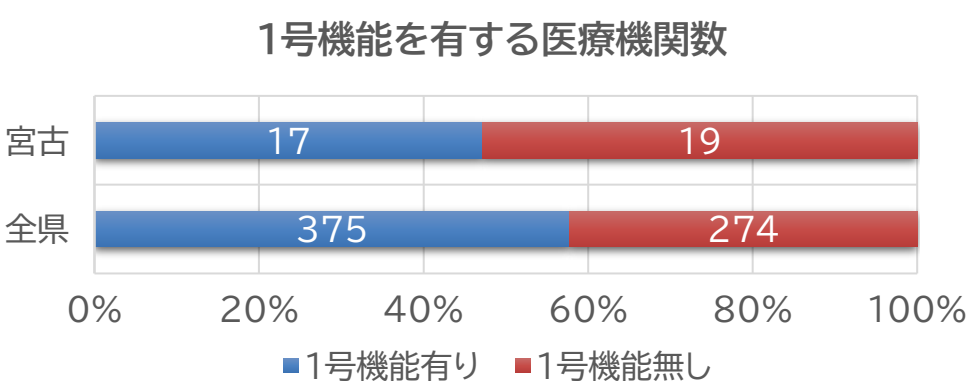
圏域	対象医療機関数（※1）	報告済医療機関数（※2）	うち特定診療所を除く（※3）	未報告等医療機関数	報告率
盛岡	393	331	279	62	84.2%
岩手中部	165	151	125	14	91.5%
胆江	112	88	58	24	78.6%
両磐	94	78	57	16	83.0%
気仙	40	38	28	2	95.0%
釜石	32	28	23	4	87.5%
宮古	54	44	36	10	81.5%
久慈	32	32	20	0	100.0%
二戸	38	38	23	0	100.0%
計（全県）	960	828	649	132	86.25%

※1　対象医療機関は、「G-MISのアカウントが発行済み」であり、かつ「特定機能病院」を除き集計。同一医療機関による重複アカウント等は集計対象から除外。
※2　報告状況が「報告済み」「再報告中」「再報告済み」「確認完了済み」である医療機関を報告済み医療機関として集計。
※3　通常の診療行為を行わない診療所や特定の者のみを対象とした診療所（以下、「特定診療所」という。）については、外来医療に関する地域の協議の場における協議にあたっては、活用するデータから除くこととする。
・社会福祉施設等（特別養護老人ホーム、障害者支援施設、医療型障害者入所施設等）に設置される医務室
・企業内診療所　・大学内診療所（健康管理センターなど）　・健康診断や人間ドックを主な目的とした診療所　・赤十字血液センター
・保健所　・一次救急診療所（休日・夜間急患）　・自由診療のみを取り扱う診療所（美容外科や美容皮膚科等）

3　宮古圏域における状況

（1）継続的な医療を要する者に対する発生頻度が高い疾患に係る診療を行うとともに、日常的な診療において、患者の生活背景を把握し、適切な診療及び保健指導を行い、自己の専門性を超えて診療や指導を行えない場合には、地域の医師、医療機関等と協力して解決策を提供する機能（1号機能）

【機能のねらい】
よくある疾患への一次診療や医療に関する患者からの相談への対応など、患者の多様なニーズに対応できる体制を構築できるようにする。



【1号機能無しと判定された理由】

項目	宮古		全県	
	医療機関数	割合	医療機関数	割合
・院内掲示による公表をしていない	19	100%	265	96.7%
（院内掲示による公表のみをしていない）	6	31.6%	149	56.2%
・17の診療領域いずれも、一次診療ができない	5	26.3%	60	21.9%
・医療に関する患者からの相談に応じることができない	12	63.2%	120	43.8%

【17の診療領域において一次診療が可能な医療機関】

診療領域	医療機関数	診療領域	医療機関数
皮膚・形成外科	14	腎・泌尿器系	13
神経・脳血管	13	産科	0
精神科・神経科	11	婦人科	1
眼	7	乳腺	6
耳鼻咽喉	10	内分泌・代謝・栄養	15
呼吸器	18	血液・免疫系	10
消化器系	25	筋・骨格系及び外傷	11
肝・胆道・膵臓	22	小児	9
循環器系	23	ー	ー

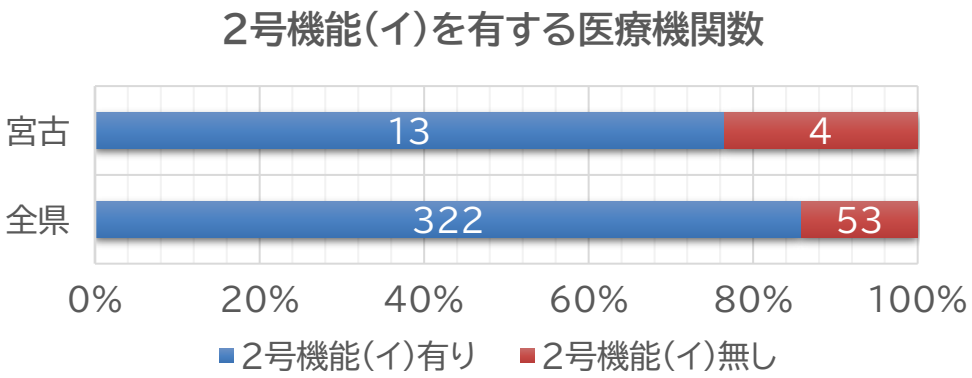
【かかりつけ医機能に関する研修の修了者がいる医療機関】

項目	宮古		全県	
	医療機関数	割合	医療機関数	割合
有り	9	52.9%	241	64.3%
無し	8	47.1%	134	35.7%

3　宮古圏域における状況

（2） 通常の診療時間以外の時間に診療を行う機能（2号機能（イ））

【機能のねらい】
　地域での医療機関間の連携体制を構築し、患者が時間外に体調の悪化等があった場合にも、身近な地域の医療機関において適切な診療等を受けられる体制を構築すること。



【在宅当番医制及び休日夜間急患センター等への参加】

項目	宮古		全県	
	医療機関数	割合	医療機関数	割合
在宅当番医制（※）の参加	1	7.7%	183	56.8%
休日夜間急患センター等への参加	11	84.6%	136	42.2%

（※）休日及び夜間において、地域の急病患者の医療を確保するため、地区医師会等が実施するもの。

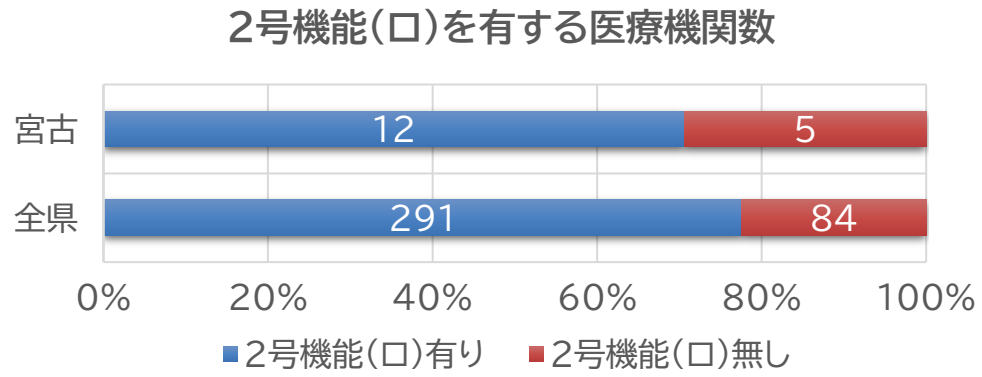
【自院の外来患者または家族への対応】

項目		平日準夜帯（午後6時～午後10時）		平日深夜帯（午後10時～午前6時）		休日	
診療対応	自院において対応	2	15.4%	11	84.6%	2	15.4%
	自院での一定の対応に加えて、複数の他医療機関と連携	0	0%	0	0%	0	0%
電話対応	自院において対応	3	23.1%	3	23.1%	3	23.1%
	自院での一定の対応に加えて、複数の他医療機関と連携	0	0%	0	0%	0	0%

3　宮古圏域における状況

（3）在宅患者の後方支援病床を確保し、地域の退院ルールや地域連携クリティカルパスに参加し、入退院時に情報共有・共同指導を行う機能（2号機能（ロ））

【機能のねらい】
地域の医療機関等が連携し、入退院を円滑に行うための体制を構築すること。



【後方支援病床の確保状況】

項目	宮古		全県	
	医療機関数	割合	医療機関数	割合
自院による確保	1	8.3%	7	2.4%
連携による確保	5	41.7%	61	21.0%
自院及び連携による確保	0	0%	16	5.5%
計	6	50.0%	84	28.9%

【入退院支援ルール及び地域クリティカルパスへの参加状況】

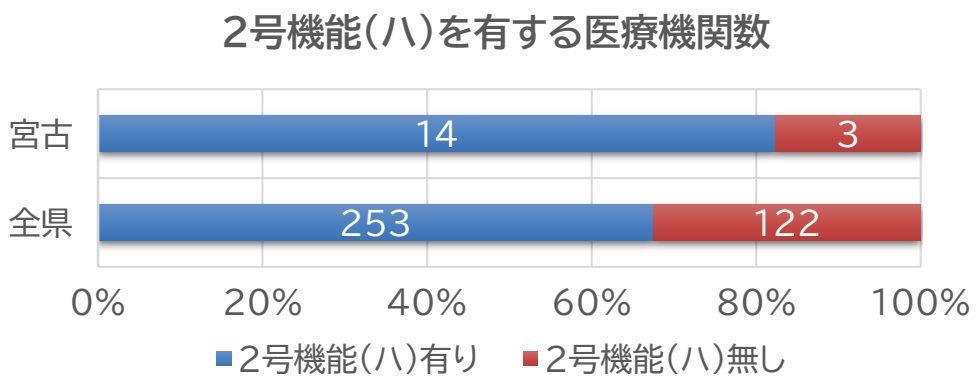
項目	宮古		全県	
	医療機関数	割合	医療機関数	割合
入退院支援ルール	1	8.3%	6	2.1%
地域クリティカルパス（※）	3	25.0%	48	16.5%
入退院支援ルール及び地域クリティカルパス	0	0%	15	5.2%
計	4	33.3%	69	23.7%

（※）患者が早期に自宅に帰れるように、治療を受けるすべての医療機関で共有する診療計画のこと。

3　宮古圏域における状況

（4） 在宅医療を提供する機能（他の病院又は診療所と相互に連携して確保する場合を含む。）（2号機能ハ）

【機能のねらい】
定期的な訪問診療、在宅患者の急変時における往診や連絡対応、看取り等に対応できる体制を構築すること。



【 訪問診療の実施状況】

項目	宮古		全県	
	医療機関数	割合	医療機関数	割合
有り	8	47.1%	126	33.6%
無し（意向有り）	1	5.9%	38	10.1%
無し（意向無し）	8	47.1%	211	56.3%

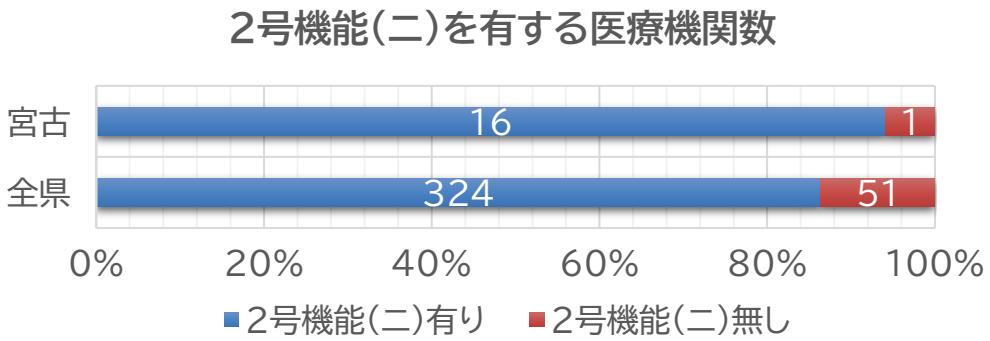
【在宅患者に対する連絡体制、往診体制及び訪問看護体制の確保状況】

項目			連絡体制		往診体制		訪問看護体制	
有り	日中のみ	自院で対応	4	23.5%	6	35.3%	4	23.5%
		他医療機関・訪問看護ステーション等と連携	1	5.9%	1	5.9%	1	5.9%
	24時間対応	自院で対応	2	11.8%	1	5.9%	0	0%
		他医療機関・訪問看護ステーション等と連携	2	11.8%	1	5.9%	4	23.5%
無し	意向有り		0	0%	0	0%	0	0%
	意向無し		8	47.1%	8	47.1%	8	47.1%

3　宮古圏域における状況

（5）介護サービス等の事業者と連携して医療を提供する機能（2号機能ニ）

【機能のねらい】
　医療機関が地域における介護の状況等について把握するとともに、医療・介護間等で適切に患者の情報共有を行いながら医療や介護サービス等を切れ目なく提供できる体制を構築すること。



【2号機能(二)を有する医療機関における、介護サービス等との連携状況】

項目		宮古		全県	
		医療機関数	割合	医療機関数	割合
主治医意見書の作成		16	100%	318	98.1%
介護支援専門員や相談支援専門員と相談機会の設定・サービス担当者会議等への参加		8	50.0%	160	49.4%
地域ケア会議・市町村の在宅医療介護連携推進事業による協議の場への参加		7	43.8%	133	41.0%
居宅療養管理指導の対応		6	37.5%	87	26.9%
介護保険施設等の入所者の病状が急変した場合等の体制	常時相談を受ける	4	25.0%	80	24.7%
	介護保険施設等からの診療の求めに応じて常時診療を行う	1	6.3%	69	21.3%
	入院を要すると認められた介護保険施設等の入所者の入院を原則受け入れる	0	0%	32	9.9%
地域の医療介護情報共有ネットワーク(システムを含む)の仕組みへの参加		1	6.3%	57	17.6%
ACPに関する指針策定の状況		2	12.5%	77	23.8%
ACPに関する情報等を介護支援専門員や相談支援専門員へ提供		3	18.8%	80	24.7%

4　かかりつけ医機能の確保に関するアンケートのお願い

● 県は、かかりつけ医機能報告の結果等を踏まえ、各圏域における、地域でのかかりつけ医機能の確保に関する具体的な課題やその要因、課題解決のための対応策等について、地域ごとに検討・協議を行うこととされています。

● そのため、本日、この場において、かかりつけ医機能の確保に関する諸課題などについてご意見をいただきたいほか、後日、保健所から送付する「かかりつけ医機能の確保に関するアンケート」をご記入の上、ご提出いただきますようお願いします。
　なお、アンケートの結果については、第2回地域医療構想調整会議において共有させていただき、かかりつけ医機能の確保に向けた取組の検討等に活用するほか、その結果を公表することを想定しています。

● また、かかりつけ医機能の確保について、県または圏域単位で特に課題と認められるものや、その解決に必要と認められる方策については、保健医療計画への反映についても検討していきます。

【今後のスケジュール（予定）】

	会議等	概要
9月中	●地域医療構想調整会議①	・各圏域における報告結果のデータについて説明 ・会議構成員に対して、かかりつけ医機能の確保に関する諸課題や具体的方策等について、アンケートを実施
9月～10月		・圏域ごとのアンケート結果をとりまとめ ・課題や方策等について、保健医療計画（素案）への反映を検討
11月上旬	●第3回医療計画部会	・保健医療計画の見直し案（素案）を協議
概ね11月～12月中	●地域医療構想調整会議②	・圏域ごとのアンケート結果を共有 ・かかりつけ医機能の確保に関する方策・取組の検討等　⇒協議後、結果の公表 ・保健医療計画（素案）の説明・意見聴取
12月中旬～		パブコメ・意見聴取等